

**(仮称) 墨田区議会基本条例(素案)の
パブリック・コメントの結果について**

1 実施期間

平成30年10月1日(月曜日)から10月31日(水曜日)まで

2 方法

(1)周知方法 区のお知らせ(平成30年10月1日号)、区議会ホームページ、区ツイッター・フェイスブック

(2)閲覧場所 区議会事務局窓口、1階区民情報コーナー

3 ご意見等の提出方法

直接持込み、郵送、FAX及びメール

4 ご意見等の提出状況

意見の提出者数: 5人 意見総数: 11件

5 ご意見等に対する議会の考え方

関連条項	ご意見等の概要	議会の考え方
前文	「開かれた議会」という言葉の受け取り方が、人により様々。議員個人の資産公開も含めると良い。	前文は、この条例の理念を定めるものであり、具体的な内容は個々の条文に規定することとなります。このため、「開かれた議会」の内容は、個々の条文により具体化されています。 また、議員の資産公開については、今後、ご意見を受け止めて、第27条第2項を根拠に今後定めることとなっている議員の政治倫理に関する事項の中で、その規定の是非も含めて検討していきます。
第10条 (議長及び副議長の所信表明)	議長・副議長が所信表明を行うとあるが、儀礼的な手続き(議会だよりで1年ごとに同じ文章が載るだけ)であり、条例で決める必要性はない。	この条文で定める所信表明は、議会だよりに掲載される議長あいさつとは異なるものです。 この条文は、議会運営において議長及び副議長が所信表明を行うことで、任期中のリーダーシップを高める目的で規定された条文であり、議会改革の重要な課題だと考えています。
第16条 (政策会議)	政策会議は議員内部の研修と何が違うのか。区長等がない状況で、必要性が不明瞭ではないか。	政策会議は、研修ではなく、議員が個々の知恵を持ち寄って政策立案を目指すものです。 現状では、区長による条例提案が圧倒的に多い状況です。そのような中で、政策会議を設定することで、議員が条例提案を積極的に行い、区長と切磋琢磨する状況をつくることにより、議会の活性化を図ることができると考えています。 このため、政策会議の設置は、重要な課題であると考えています。

<p>第19条 (情報の公開及び説明責任)</p>	<p>基本条例については、今の時代、否、以前から当然の内容だと思います。 区民や区として必要なことは何か、何を議会で討議しているのか、情報をどのように発信するかが重要と考えます。選挙の前にだけ議会報告会が開催され、区議会だより、HPはあるが、どれだけ区民が関心を持って見ているのか。その点が問題です。 今一度、原点に立ち返り、条例の制定だけでなく、議員の皆様が区民と多く接触する機会を持ち、ソーシャルネットを使い広く活動を発信していただきたい。</p>	<p>この条例は、前文にもあるように「開かれた議会」及び「議会活動の活性化」を目的に制定するものであり、議会と議員の基本的なあり方を整理し、一定の義務等を課しています。 ご指摘のように、議員が区民の皆様とより多くの接点を持つことは、重要な課題であると考えています。 ご指摘のような内容に関しましては、第4条で「透明性を確保すること」を、第5条で「自らの議員活動について説明するよう努めること」を規定しましたので、条例施行後には、この趣旨に従って運用します。</p>
<p>第22条 (議会への説明等)</p>	<p>2項にある「重要な」とは、誰がどのように判断する想定か。区長部局が「重要」の判断をするよりは、議会があらかじめ指定した方が良いのではないかと。 3項は、1人の議員が説明要求をした事実・内容は、全議員に共有(公開)されるということか。また、「適切に」とは何か。「できないものはできない」ことを含むということか。</p>	<p>資料を提出するのは区長等の判断によるため、第2項の「重要」性は、区長等が一次的に判断するものです。しかし、これに疑義がある場合、議会が「重要」性について二次的に判断することとなり、その資料が要求資料に該当するか否かは、議会においてその内容が具体的に議論されることとなります。 ご指摘のとおり、議会がその内容をあらかじめ指定することも選択肢の一つではありますが、そうした場合、「何がその時々重要なのか」という柔軟な判断が困難になるため、条例の規定の方法としては、議会がその時々状況を総合的に判断して決定する方が望ましいと考えました。 第3項については、ご指摘のような情報の共有まで含むものではなく、これを共有・公開するか否かについては、資料の提出又は説明の要求を行った議会又は議員の判断によります。また、「適切に」とは、ご指摘のとおり、「できない」という判断を含みますが、できない場合は、その理由を明確にする必要があります。二元代表制においては、区長と区議会は対等な関係であり、区議会が区長等への監視や政策立案・政策提言を効果的に行うためには、区議会も区長等と同様の情報を保有する必要があります。しかし、行政に関する情報は区長等が圧倒的に多く保有していることから、区長等には、区議会に対して原則として情報を提供する姿勢が求められます。こうした趣旨から、区長等が区議会に対して資料の提出や説明ができない場合は、その理由を明確にする必要があります。</p>
<p>第23条 (研修の実施)</p>	<p>第1項は、議員の研鑽義務が定義づけられていると認識するが、第5条(議員の活動原則)の5号の中にも「不断の研さん」が定義づけられている。なぜ、ここで改めて定義が必要なのか。統合して分かりやすくすべき。 第2項は、議会の研修会等の実施義務が定義づけられていると認識するが、「前項の目的を達成するため、研修会等を実施しなければならない」と定義づけは言い過ぎではないか。議会として研修等を実施しているのは年1回程度であるなら、「前項の目的を達成するため」との表現ではなく、「議員の研さんに資するため」などが適正だと考える。</p>	<p>第1項についてですが、第5条第5号は議会の監視機能強化の観点から規定したもので、第23条は第5条第3号の「政策立案及び政策提言」を具現化した規定となります。したがって、趣旨が異なるため、統合することはできないと考えました。 また、第2項について、確かに現在は年1回の研修実施ですが、充実した内容で行っています。今後回数増加や更なる内容の充実もあり得ることから、議会改革を前進させる決意を込めて規定しました。しかし、議員による不断の研さんは、第2項に規定する研修会のみで達成されるわけではないので、ご指摘のとおり「前項に規定する目的に資するため」との表現に改めます。</p>

<p>第23条 (研修の実施)</p>	<p>国内の出張・視察についても予算の制限をすべきである。遠い地域へ行きたがるかも知れないが、墨田区と似たような人口規模・面積等の団体を視察しないと意味がない。</p> <p>2項の主語は「議会」となっているが、結局、議員が参加するに当たり事務局等がお膳立てするのか。それとも、各党派が手弁当で座学をするというイメージか。</p>	<p>国内の出張・視察の費用については、墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条に定められており、予算の範囲内で、一定の支給額の制限を受けています。</p> <p>その上で、国内の出張・視察については、効果が重要であると考えます。ご指摘の内容はもちろんです。地方自治体の規模に関わらず参考になる事例があります。このような観点から、報告書を作成・公表しており、視察の適正性に当たっては住民の皆様による監視に委ねていますが、議会としても不断の検証を行っていきます。</p> <p>また、現在もそうですが、議会主催の研修に当たっては、内容の希望を募り、議員が主体的にその内容を決定しています。先方との連絡等の事務的な内容は事務局職員に委ねていますが、この方針は今後も変わりません。</p>
<p>第30条 (見直し手続)</p>	<p>見直しは、通常の任期であれば4年の間に1回以上となるが、いつ行うのか。また、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするのが目的なのであれば、どのような内容が“検証”の内容となるのか。</p>	<p>見直しの時期については、選挙を経て選ばれた議員により、議会をめぐる状況に鑑みて、具体的に判断することとなります。また、検証の内容ですが、ご指摘の内容も含めて、前文を含む条例全体が対象となります。</p>
	<p>東京都では、審議会の委員に議員がならないようになったと新聞にあった。</p> <p>墨田区でも、議会と区長部局へのけん制から、また説明や進捗の担保が条例上されているのであれば、委員にならないように条例に明記してはどうか。</p>	<p>ご指摘の点は、議会改革の論点の一つで、議会改革特別委員会でも議論となりました。</p> <p>厳密な二元代表制を採用するとご指摘のような対応となりますが、区政に日常的に関与している議員の審議会委員への就任により、審議会の議論の活性化に資することや、行政における事前の意思決定過程に参画することにより、行政への監視機能を果たすことができるという長所もあります。</p> <p>さらに、審議会委員の任命権は区長にあることから、条例に就任辞退を明記することは、区長の任命権を侵す可能性があり、明記できないという判断となりました。</p> <p>なお、本件については、条例制定後の課題として整理されており、改めて検討します。</p>
	<p>基本理念の「開かれた議会」を目指して、区民の視線を大切にしたり分かりやすい活動をしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の思いをしっかりと受け止めて、議会改革を進めていきます。</p>
	<p>議会の発展のために成立を望みます。</p>	<p>議会での民主的手続を経て成立することを目指して、全議員での議論を続けていきます。</p>